債権者集会招集

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第２０５２号
東京都港区六本木７丁目２番８号
清算株式会社　株式会社ダブル・ティー・エフ・シー
代表清算人　小松　哲郎
１　決定年月日　令和７年７月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１００５号
神奈川県藤沢市善行７丁目５番４―105号
清算株式会社　シビル株式会社
代表清算人　瀧澤　茂男
１　決定年月日　令和７年７月25日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算終結

令和７年（ヒ）第３号
千葉県柏市若柴178番地４柏の葉キャンパス148街区１（Ｅ―601）
清算株式会社　株式会社ＮＳ管財
１　決定年月日　令和７年７月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
千葉地方裁判所松戸支部

令和７年（ヒ）第３０２０号
大阪市中央区道修町１丁目６番７号ＪＭＦビル北浜01（９階）
清算株式会社　ＭＦ株式会社
１　決定年月日　令和７年７月25日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（ヒ）第２号
兵庫県豊岡市瀬戸77番地の23
清算株式会社　株式会社佐藤商店
１　決定年月日　令和７年７月22日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
神戸地方裁判所豊岡支部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００２号
神戸市中央区江戸町96番地ストロングビル８階弁護士法人神戸綜合法律事務所内
清算株式会社　ＹＧＳ管理株式会社
代表清算人　西川　精一
１　決定年月日　令和７年７月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、各協定債権者に対し、各協定債権者が有する協定債権の元金の26.37％の金員（１円未満を四捨五入）を、本協定の認可決定が確定した日から２週間以内に弁済し、各協定債権者は、この弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権に対応する債務の総額（元金、利息および損害金）から各弁済額を控除した残額につき、全部免除する。
２　前項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権の元金の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
３　前項の費用を除く未精算の清算費用は清算人の負担とする。
以上
神戸地方裁判所第３民事部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始